

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害等に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の不安を解消し、安心安全な市民生活を確保することにより、市の防災上の責務である市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、本県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、春日井市から概ね130kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や概ね100kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった本県に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。

原子力災害等は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられない特殊性はあるものの、的確に測定することは可能であることを考慮すると、あらかじめ、原子力緊急事態に際し、市及び県を始めとする関係機関が、どのような根拠で、どのような判断をし、どのような対応をするか、市民の理解を得る必要があり、市民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に情報提供できるかが重要である。

第2節 計画の性格及び基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、春日井市防災会議が市域に係る防災計画として作成する「春日井市地域防災計画」の「原子力災害対策計画」編として、原子力災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものであり、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」編、又は「地震災害対策計画」編によるものとする。なお、この計画の策定にあたっては、愛知県地域防災計画（原子力災害対

策計画)と整合を図るものとする。

- 2 この計画を効果的に推進するため、市及び県は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性、高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- 3 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」(平成24年12月3日告示)を十分に尊重するものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防計画	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策計画	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧計画	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

1 放射性物質災害

放射性物質(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の2に記載する核燃料物質等を除く。)の取扱いに係る災害をいう。

2 原子力災害

本市における核燃料物質等(原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。)の事業所外の運搬中の事故による災害、県外における原子力発電所等の事故の発生に伴い本市に影響を及ぼす災害をいう。

なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。

原子力発電所又は 原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	摘要
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	1号機	沸騰水型
			2号機	沸騰水型
			3号機	沸騰水型
			4号機	沸騰水型
			5号機	沸騰水型
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町 丹生	1号機	加圧水型
2号機			加圧水型	
3号機			加圧水型	
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町 大島	1号機	加圧水型
			2号機	加圧水型
			3号機	加圧水型
			4号機	加圧水型
高浜発電所		福井県大飯郡高浜町 田ノ浦	1号機	加圧水型
			2号機	加圧水型
			3号機	加圧水型
			4号機	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力発電 株式会社	福井県敦賀市明神町	1号機	沸騰水型
			2号機	加圧水型
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	福井県敦賀市白木	－	高速増殖炉
新型転換炉ふげん		福井県敦賀市明神町	－	新型転換炉

第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全

面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、参考資料2の前段のとおりである。

また、参考資料3のとおり全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（参考資料4）を踏まえ、原子力事業者は、上記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。

2 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、参考資料2の後段及び参考資料3のとおりである。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移

転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

3 原子力災害対策重点区域

(1) 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

(2) 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。

なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

ア 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(ア) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な

確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに依じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある

(イ) 緊急防護措置を準備する区域（UPZ:UrgentProtective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号）において定められている。

イ 試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用

等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉	5 km
熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉	500 m

ウ 加工施設

(ア) ウラン加工施設

ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工程）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

ウラン235の取扱量が0.08TBq以上の加工施設	5 km
ウラン235の取扱量が0.08TBq未満の加工施設	1 km
敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設	500 m

(イ) プルトニウムを取り扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径1kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

エ 再処理施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

オ その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

- (ア) 発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの

- (イ) 熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が2 MW以下の試験研究用等原子炉施設
 - (ウ) 濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン235の取扱量が0.008TBq未満のもの
 - (エ) 使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等
- (3) 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記(1)及び(2)の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

第6節 春日井市地域防災計画の修正

春日井市防災会議は、原子力災害対策に係る春日井市地域防災計画を地域の実情に応じて、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画において、原子力災害対策に係る計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画（原子力災害対策計画）を参考として行うものとし、特に本計画において、計画事項に示すものについては、市域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第7節 今後の検討課題について

県は、今後詳細な検討等が必要な事項については、付録（参考資料6参照）に整理するとともに、引き続き検討を行い、原子力規制委員会の検討状況等も踏まえて、愛知県地域防災計画（原子力災害対策計画）に反映させることとしている。

市は、県による検討後に決定した事項について、市域の実情に応じて本計画に修正を加えるものとする。

第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市域並びに市民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において県域を越えた統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 原子力防災に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。
- (3) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。
- (4) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。
- (5) 放射線測定器等資機材の整備を行う。
- (6) 屋内退避、避難指示を行う。
- (7) 健康被害防止に係る整備を行う。
- (8) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。
- (9) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。
- (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。
- (11) 各種制限措置の解除を行う。
- (12) 心身の健康相談体制の整備を行う。

2 県関係機関

(1) 県

- ア 原子力事業者との通報・連絡体制の整備を行う。
- イ 情報収集・連絡体制等の整備を行う。
- ウ 環境放射線モニタリングを実施する。
- エ 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。
- オ 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。
- カ 放射線測定器等資機材の整備を行う。
- キ 健康被害防止に係る整備を行う。
- ク 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ケ 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。
- コ 緊急輸送体制を確保する。
- サ 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。
- シ 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。
- ス 各種制限措置の解除の指示を行う。
- セ 心身の健康相談体制の整備を行う。

(2) 県警察

- ア 放射線測定器等資機材の整備を行う。
- イ 交通管理体制の整備を行う。
- ウ 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けを行う。
- エ 市民等への情報伝達活動を行う。
- オ 警察庁等への通報を行う。

カ 交通規制及び緊急輸送の支援を行う。

キ 社会秩序の維持を行う。

3 自衛隊

災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく救援活動を実施する。

なお、実施する活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 緊急時モニタリングの支援を行う。
- (3) 人員及び物資の緊急輸送を行う。

4 指定公共機関（原子力事業者を除く。）

(1) 東海旅客鉄道株式会社

災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。

(2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

事故発生直後の輻輳対策措置を行う。

5 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人愛知県トラック協会

原子力災害対策用物資の輸送に関し協力を行う。

(2) 各鉄道事業者

東海旅客鉄道株式会社に準ずる。

6 原子力事業者（中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

- (1) 原子力防災体制の整備を行う。
- (2) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備を行う。
- (3) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検を行う。
- (4) 原子力防災教育を実施する。
- (5) 原子力防災訓練を実施する。
- (6) 関係機関との連携を行う。
- (7) 災害状況の把握及び県への情報伝達・報告を行う。
- (8) 応急措置を実施する。
- (9) 緊急事態応急対策を行う。
- (10) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。